

鳥取県告示第574号

平成20年鳥取県告示第329号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正する。

平成20年 8月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県知事から資格（指名）停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた<u>期間に</u>、当該入札の<u>開札日</u>が含まれていないこと。</p> <p>(5) 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領（平成19年8月2日付第200700072739号県土整備部長通知）第10条に基づく資格保留の<u>期間に</u>、当該入札の<u>開札日</u>が含まれていないこと。</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>(8) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、開札日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。）のうちに、発注工事の主任技術者又は監理技術者としてその施工期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。以下「配置技術者」という。）を有していること。</p> <p>(9) 発注工事の現場代理人としてその施工期間中配置することができる者を有していること。</p> <p>(10)及び(11) 略</p> <p>2 略</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県知事から資格（指名）停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた<u>期間が</u>、当該入札の<u>開札日までの期間</u>に含まれていないこと。</p> <p>(5) 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領（平成19年8月2日付第200700072739号県土整備部長通知）第10条に基づく資格保留の<u>期間が</u>、当該入札の<u>開札日から落札決定日までの期間</u>に含まれていないこと。</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>(8) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、開札日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。<u>以下「継続雇用者」という。以下同じ。</u>）のうちに、発注工事の主任技術者又は監理技術者としてその施工期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。以下「配置技術者」という。）を有していること。</p> <p>(9) <u>継続雇用者のうちに</u>、発注工事の現場代理人としてその施工期間中配置することができる者を有していること。</p> <p>(10)及び(11) 略</p> <p>2 略</p>

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1)～(3) 略

(4) 落札者は、落札予定者で1に掲げる条件を満たすことが確認された者とする。ただし、次に掲げるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ア 調査基準価格（入札規則第30条第1項に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

イ 鳥取県知事から資格（指名）停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、当該入札の開札日から落札決定日までの期間に含まれるとき。

ウ 鳥取県低価格落札者経営診断指導致要領第10条に基づく資格保留の期間が、当該入札の開札日から落札決定日までの期間に含まれるとき。

エ その他、その者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるとき。

(5)～(8) 略

(9) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定めるところにより、配置技術者に加え、当該落札者（共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあつては当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあつては構成員全員とする。）に属する者であつて特定資格を有する者（以下「追加技術者」という。）を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1)～(3) 略

(4) 落札者は、落札予定者で1に掲げる条件を満たすことが確認された者とする。ただし、調査基準価格（入札規則第30条第1項に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(5)～(8) 略

(9) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定めるところにより、配置技術者に加え、当該落札者（共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあつては、当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあつては、構成員全員とする。）の継続雇用者であつて特定資格を有する者（以下「追加技術者」という。）を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。

この場合において、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定める追加技術者調書（次に掲げる条件を満たすものに限る。）を期限（紙入札の場合にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の翌日の午前12時）までに提出できない者は失格とする。

ア～ウ 略

(10)～(17) 略

4～6 略

この場合において、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定める追加技術者調書（次に掲げる条件を満たすものに限る。）を期限（紙入札の場合にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の翌日の午前12時）までに提出できない者は失格とする。

ア～ウ 略

(10)～(17) 略

4～6 略